

薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律案に対する修正案 新旧対照表

(傍線部分は修正部分)

修正後	修正前
<p>附則</p> <p>(検討)</p> <p>第十二条 政府は、<u>薬剤又は医薬品の需要者の安全を確保した上で</u>、その利便性の向上を図るため、この法律の施行後一年を目途として、<u>医師又は歯科医師から交付された処方箋により調剤された薬剤、薬局医薬品（新法第四条第五項第三号に規定する薬局医薬品をいう。）及び要指導医薬品の販売又は授与の実施方法に関する規制の在り方等について、学識経験を有する者、医薬品等による健康被害を受けた者の意見を代表する者、医薬品等の販売業者の意見を代表する者等により構成される合議制の組織の意見等を踏まえつつ検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</u></p> <p>2 政府は、<u>前項に規定するもののほか、この法律の施行後五年を</u>目途として、この法律による改正後の規定の実施状況を勘案し、<u>医薬品の店舗による販売又は授与の在り方を含め、医薬品の販売業の在り方等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</u></p>	<p>附則</p> <p>(検討)</p> <p>第十二条 (新設)</p> <p>政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の規定の実施状況を勘案し、<u>医薬品の店舗による販売又は授与の在り方を含め、医薬品の販売業の在り方等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</u></p>